

普通契約約款

買主（以下「甲」という）と売主株式会社GRIFFY（以下「乙」という）は、甲に対して行う気象情報等の提供に関して、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的等）

第1条 この契約は、乙が甲に対して行う気象情報の提供業務（以下「本件業務」という）に関して、甲乙の権利義務に関する事項を定めることを目的とする。

2.この契約において乙が甲に提供する気象情報の内容は、以下のとおりとする。

<配信内訳>

カテゴリー	コンテンツ	利用可能
現場の気象予測	5分毎更新 1kmメッシュ 60分先まで豪雨・降雪予測	○
	10分単位リアルタイム落雷予測	○
	10分単位リアルタイム竜巻・突風予測	○
	30分毎更新 最大36時間先までの局地気象予測	○
	250m・1kmメッシュ降水予測レーダー	○
	週間気象予測	○
	高度別風速予測	○
リアルタイム実況	アメダス気象観測速報	○
労災防止	WBGT熱中症情報	○
	ヒヤリハット指数（注意散漫の起こりやすさを予測）	○
	作業可否判断ボード	○
緊急防災情報	注意報・警報	○
	台風情報	○
	地震情報	○

	地方レベル防災気象解説	○
	都道府県・支庁レベル防災気象解説	○
アラートメール PUSH通知	60分先1kmメッシュ豪雨予測アラート	○
	最大36時間先降水予測アラート	○
	最大36時間先強風予測アラート	○
	近傍アメダス降水観測アラート	○
	近傍アメダス強風観測アラート	○
	注意報・警報・特別警報アラート	○
	落雷予測アラート	○
	竜巻・突風予測アラート	○
オプション コンテンツ	ピンポイント地震(観測)アラート	追加可能
	津波アラート	追加可能
	沿岸波浪予測（波高、周期、波向、風）	追加可能
	積算降水観測アラート	追加可能
	台風の暴風域に入る確率	追加可能
	河川水位観測アラート	追加可能
	エビデンス帳票出力	有料オプション
	KIYOMASA MoniDAS	有料オプション
	気象注意喚起伝達システムcanary	有料オプション

	KIYOMASA デガード	有料オプション
--	---------------	---------

(本件業務)

第2条 乙が甲に対して行う本件業務の内容は次の各号のとおりとする。

- 1.前条第2項の気象情報（以下「気象情報」という）をインターネット経由によって甲がこれを取得できるよう配信設定すること。（以下「初期設定」という）
- 2.当該気象情報を常時最新のものに更新し、甲からの取得に応じて最新の気象情報を提供すること。（以下「情報提供」という）

(対価並びに支払方法等)

第3条 本件業務の売買代金およびその支払方法・手段は、申込書、注文書または請書の定めるところによる。

2.本件業務のうち、第2条第2号の情報提供業務の期間が1ヵ月未満の場合は、甲は、情報提供費1ヵ月分の金額を乙に支払う。

3.金額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

4.第1項の金員に対する遅延利息の率は年8.25%とする。

(著作権)

第4条 この契約に基づき乙が制作した著作物に関する著作権は乙に帰属する。

(気象情報の使用制限)

第5条 甲は、第1条第2項に規定する乙提供の気象情報を、甲が使用する携帯端末およびWebサイトに利用することに限定して使用することができる。

(気象情報提供の一時停止)

第6条 次の各号に該当するときは、乙は本件業務の履行を一時的に停止することができる。

- ① 電気設備又は観測機設備の保守を目的とする点検または工事のためやむをえないとき。この場合、乙は、甲に対して7日前までに、その旨並びに理由及び期間を通知する。但し、緊急やむをえないときは、この限りではない。
- ② 一般財団法人気象業務支援センターや気象庁等に異常が発生したことにより、乙が気象情報を入手できなくなったとき。この場合は、乙は甲に対して、速やかに報告をする。

(本件業務の中止等)

第7条 甲が情報提供費の債務の支払いを怠ったとき、乙は本件業務の履行を中止することができる。

2. 乙の責に帰すべき事由に基づく本件業務の不履行が生じたとき、甲は情報提供費の支払いを要しない。

3. 前項に拘わらず、第6条第1号および第2号の事由による一時停止の場合、その期間が24時間以内のときは、甲は当該一時停止期間分の情報提供費の支払いを拒まない。

(保証)

第8条 乙は甲に対し、気象情報が適法かつ適正に開発されたものであることを保証する。
2. 乙は甲に対し、気象情報並びにこの契約に基づく気象情報の甲による利用が第三者の、知的財産権等の一切の権利を侵害しないことを保証する。

(損害賠償)

第9条 乙による本件業務の不履行によって、甲に損害が発生した場合、甲は乙に対し、損害賠償を請求できる。

この場合、乙は月額情報提供費1ヵ月分の金額を上限として賠償責任を負う。

(免責)

第10条 次の各号の事由に基づき甲に損害が発生した場合、乙はその責を負わない。

- ① 甲における気象情報を格納する装置の乙の責に帰することのできない操作上の過誤
- ② 電気通信事業者（エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、他プロバイダー等）の有する通信回線の障害または圏外。
- ③ 天災地変（激甚災害）、擾乱、内乱等乙の責に帰することのできない不可抗力事由による本件業務の一部または全部の不履行および遅延。
- ④ 乙提供の気象情報の使用。但し、乙が第8条に定める保証に反する場合を除く。
- ⑤ 気象庁等の観測機器のメンテナンスや故障などによる、欠測や異常値が表示された場合。

2. 予測情報については、気象学的に不可知の要素を含んでおり、急激な変化、局地的地形等の影響により、特異な現象については予報との差異が現れることがあり、甲はこのことを充分認識し、乙は本情報により遂行された活動において発生したいかなる人物の損傷、死亡、所有物の損失、損害に対してなされた全ての求償の責は負わない。

(ピンポイント地震情報・メールの留意点)

第11条 ピンポイント地震情報を利用の場合は、以下点に留意が必要。

- ① 通信インフラ、キャリア等の状態により遅延や未達が発生することがある。
- ② 地震の発生状況などにより、メールやサイト表示等で遅延が発生する場合がある。
- ③ 巨大地震や群発地震など、震度1などの微振動は後日まとめて発表される場合がある。
- ④ 震度や震源要素(マグニチュード)などの訂正が行われた場合、修正メールは送信されない。

(津波アラートの留意点)

第12条 津波アラートを利用の場合は、以下点に留意が必要。

- ① 気象庁発表の津波警報・注意報が日本国内のいずれかで発表および解除された場合に配信される。
- ② 津波の到達予想時刻や高さについてはメールの記載はなく、サイト内で表示する。
- ③ 通信インフラ、キャリア等の状態により遅延や未達が発生することがある。
- ④ 場所によっては予想より津波が早く到達したり、高くなったりすることがある。

(機密保持)

第13条 甲及び乙は、本件業務の履行に関し、相手方から次のいずれかの方法により開示された情報（以下「秘密情報」という）を、相手の同意なくして外部に発表し、または第三者に漏洩してはならない。

- ① 書面又はその他の有体物により開示され、秘密である旨が明示（『秘』や『Confidential』等の視認可能な表示）されたもの。
- ② 電子メールその他のネットワークを利用したデータ伝送によって開示される情報であって、秘密である旨の明示があるもの。

③ 秘密である旨が開示の際に明確にされ、口頭により開示された情報であり、開示の日から30日以内に秘密である情報を特定した書面を被開示者に提示されるもの。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報については、秘密情報には当たらない。

- ① 情報の取得時点で既に公知、公用となったもの。
 - ② 情報の受領者の責によらず公知、公用となったもの。
 - ③ 情報の取得時点で受領者が既に知っていたことを証明できるもの。
 - ④ 受領者が正当な権利を有する第三者より開示を受けたことを証明できるもの。
 - ⑤ 受領者が独自に開発したことを証明できるもの。
3. 本条の規定は、この契約が終了した後も有効に存続する。

（権利、義務の譲渡）

第14条 甲及び乙は、相手方の事前の文書による承諾なく、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、又は担保に供してはならないものとする。

（解約）

第15条 甲は、この契約の有効期間内にこの契約を解約することができる。ただし、甲は、速やかに乙に解約の旨を報告し、月の途中での解約の場合も日割りでの料金換算は行わない。

（解除）

第16条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、文書を以って相手方に通知し、この契約を解除できるものとする。

なお、本規定は解除による損害賠償を妨げるものではない。

- ① この契約に違反したとき。
- ② この契約の履行に際し、不正または不当な行為があったとき。
- ③ 甲が初期設定費又は情報提供費のいずれかひとつの対価の支払いを怠ったとき。
- ④ 財産状態、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な事由がある場合。
- ⑤ 甲が次のいずれかに該当したことが判明した場合。

ア. 暴力団

イ. 暴力団員

ウ. 暴力団準構成員

エ. 暴力団関係企業

オ. その他、前各号に順ずる者

（有効期間）

第17条 この契約の有効期間は、申込書、注文書または請書の定めるところによる。

（協議事項）

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙がお互いに誠意を以って協議し決定するものとする。

（管轄裁判所）

第19条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規定は、2026年7月1日から実施する。